

花巻空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第47号

花巻空港管理条例の一部を改正する条例

花巻空港管理条例（昭和38年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																		
1	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する者から徴収する着陸料についての第16条第2項の規定の適用については、航空機の着陸が平成22年1月1日から平成28年3月31日までの間に実施されたときに限り、前項の規定にかかわらず、第16条第2項中「算出した額」とあるのは、「算出した額に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する者から徴収する着陸料についての第16条第2項の規定の適用については、航空機の着陸が平成22年1月1日から平成31年3月31日までの間に実施されたときに限り、前項の規定にかかわらず、第16条第2項中「算出した額」とあるのは、「算出した額に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>																		
2	<p>別表第2（第18条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>建物 占用 料</td> <td>航空 旅客 取扱 施設</td> <td> <p>旅客の取扱いの目的で常時占 用する場合</p> <p>1月までごとに1平方メ ートルまでごとに2,750円</p> <p>旅客の取扱いの目的で搭乗の 手続から航空機が離陸するま での間に限り使用する場合</p> <p>1回につき5,390円</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額	[略]			建物 占用 料	航空 旅客 取扱 施設	<p>旅客の取扱いの目的で常時占 用する場合</p> <p>1月までごとに1平方メ ートルまでごとに2,750円</p> <p>旅客の取扱いの目的で搭乗の 手続から航空機が離陸するま での間に限り使用する場合</p> <p>1回につき5,390円</p>	<p>別表第2（第18条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>建物 等占 用料</td> <td>航空 旅客 取扱 施設</td> <td> <p>出発 施設 （北 側）</p> <p>旅客の取扱いの目的で 常時占用する場合</p> <p>1月までごとに1平方メ ートルまでごとに2,450円</p> <p>旅客の取扱いの目的で 搭乗の手続から航空機 が離陸するまでの間に 限り使用する場合</p> <p>1回につき4,630円</p> <p>出発 施設 （南 側）</p> <p>旅客の取扱いの目的で 常時占用する場合</p> <p>1月までごとに1平方メ ートルまでごとに3,770円</p> <p>旅客の取扱いの目的で 搭乗の手続から航空機</p> <p>1回につき7,190円</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額	[略]			建物 等占 用料	航空 旅客 取扱 施設	<p>出発 施設 （北 側）</p> <p>旅客の取扱いの目的で 常時占用する場合</p> <p>1月までごとに1平方メ ートルまでごとに2,450円</p> <p>旅客の取扱いの目的で 搭乗の手続から航空機 が離陸するまでの間に 限り使用する場合</p> <p>1回につき4,630円</p> <p>出発 施設 （南 側）</p> <p>旅客の取扱いの目的で 常時占用する場合</p> <p>1月までごとに1平方メ ートルまでごとに3,770円</p> <p>旅客の取扱いの目的で 搭乗の手続から航空機</p> <p>1回につき7,190円</p>
区 分		金 額																		
[略]																				
建物 占用 料	航空 旅客 取扱 施設	<p>旅客の取扱いの目的で常時占 用する場合</p> <p>1月までごとに1平方メ ートルまでごとに2,750円</p> <p>旅客の取扱いの目的で搭乗の 手続から航空機が離陸するま での間に限り使用する場合</p> <p>1回につき5,390円</p>																		
区 分		金 額																		
[略]																				
建物 等占 用料	航空 旅客 取扱 施設	<p>出発 施設 （北 側）</p> <p>旅客の取扱いの目的で 常時占用する場合</p> <p>1月までごとに1平方メ ートルまでごとに2,450円</p> <p>旅客の取扱いの目的で 搭乗の手続から航空機 が離陸するまでの間に 限り使用する場合</p> <p>1回につき4,630円</p> <p>出発 施設 （南 側）</p> <p>旅客の取扱いの目的で 常時占用する場合</p> <p>1月までごとに1平方メ ートルまでごとに3,770円</p> <p>旅客の取扱いの目的で 搭乗の手続から航空機</p> <p>1回につき7,190円</p>																		

旅客の取扱い以外の目的で占有する場合		[略]	
[略]			

- 備考1 [略]
- 2 航空旅客取扱施設を旅客の取扱いの目的で常時占有する者が電気を使用した場合の建物占用料の額は、この表により計算した額に実費を基準として知事が定める額を加算した額とする。

		<u>が離陸するまでの間に限り使用する場合</u>	
<u>受託手荷物検査装置</u>		航空機ごとに1回につき 410円	
<u>搭乗旅客及び機内持込手荷物検査装置</u>		航空機ごとに1回につき 580円	
旅客搭乗橋		航空機ごとに1回につき 6,540円	
到着施設	<u>税関、出入国管理機関、検疫機関及び動植物検疫機関用施設</u>	1月までごとに1平方メートルまでごとに3,030円	
	<u>到着手荷物取扱施設</u>	航空機ごとに1回につき 3,180円	
旅客の取扱い以外の目的で占有する場合		[略]	
[略]			

- 備考1 [略]
- 2 出発施設（北側）若しくは出発施設（南側）を旅客の取扱いの目的で常時占有する者又は税関、出入国管理機関、検疫機関及び動植物検疫機関用施設を占有する者が電気を使用した場合の建物等占用料の額は、この表により計算した額に実費を基準として知事が定める額を加算した額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成28年4月1日から施行する。
- この条例（表2の項の改正部分に限る。以下同じ。）の施行の際現にこの条例による改正前の花巻空港管理条例の規定により占有の許可を受けている者の当該許可に係る占有料の額は、この条例による改正後の花巻空港管理条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。